規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
［略］		
第二区分	単体自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～六　略］ 七　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　［略］
［略］		

2　銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
［略］		
第二区分	連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～八　略］ 九　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号までに掲げる事業及び

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
［同上］		
第二区分	［同上］	［同上］ ［一～六　同上］ 七　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　［同上］
［同上］		

2　［同上］

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
［同上］		
第二区分	［同上］	［同上］ ［一～八　同上］ 九　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及び